

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会 規程

2022 年（令和 4 年）2 月 25 日制定

2024 年（令和 6 年）5 月 15 日一部改定

（趣旨）

第 1 条 この規程は孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約第 2 1 条の規定に基づき設置される、分科会に関し必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 分科会は、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「本会」という。）の会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動を行うことを目的とする。

（設置期間）

第 3 条 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末とする。

（活動計画）

第 4 条 分科会の設置又は設置期間の延長を希望する会員は、年間の活動計画を所定の書式で本会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

（活動報告）

第 5 条 分科会は、活動状況を適宜、幹事会に報告する。

（構成員）

第 6 条 分科会の構成員は、会員から組織する。

2 構成員の募集に当たっては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとし、事務局が特に分科会活動に悪影響を及ぼすと判断した場合を除き、会員は参加を阻まれない。

3 構成員は、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第 9 条を遵守する。

（費用）

第 7 条 会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、構成員の自己負担とする。

（成果の報告）

第 8 条 分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果（以下「検討成果」という。）がある場合、分科会は、随時事務局へ報告する。

（秘密保持）

第 9 条 構成員は、分科会活動において知得した他の構成員の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の構成員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(検討成果等の取扱い)

第10条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という。）は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自由利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議する。

3 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議する。

(規程の制定改廃)

第11条 本規程の制定改廃は、事務局である内閣府孤独・孤立対策推進室と幹事会が協議の上行い、制定または改廃した場合においては、直ちに会員に通知する。

附則

この規程は、2022年（令和4年）2月25日から施行する。

この改定は、2024年（令和6年）5月15日より施行する。